

基本方針

2025年に向け各圏域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化と推進を図ります。

- ・高齢者が自分らしい生活を継続するための支援を実施します。
- ・地域住民とともに地域を支える力となることを目指します。
- ・チームアプローチにより業務を行います。

【運営における基本的な視点】

- ▶ **公益性の視点**
…公正・中立性
- ▶ **地域性の視点**
…地域特性等を踏まえた運営
- ▶ **協働性の視点**
…チーム対応、地域内連携

○運営体制について

- ・活動日（月～土）、活動時間（市役所開庁時間の8:30～17:15を含む）の統一
- ・緊急時の体制整備

○事業推進について

- ・担当圏域の地域診断の実施
- ・平成29年度事業評価を参考とした事業計画の立案

平成30年度
重点・取組事項

- ★ **地域支援事業の充実に向けた各事業の推進と活動体制の強化**
 - ・第7期介護保険事業計画の基本方針に示されたように、介護予防・日常生活支援総合事業を踏まえ、『介護予防』の視点を重視して取り組みます。
 - ・地域包括ケアシステム構築の中核機関として、市と連携し業務や事業を着実に実施します。また、職員の資質向上に努めます。
- ★ **情報共有システムの活用による地域包括支援センター業務の質の向上**
 - ・センターとの情報共有システムの活用により、総合相談支援業務をはじめとするセンター業務の質の向上を図ります。また個人情報の取扱いについて、管理を徹底します。
- ★ **関係機関等との連携強化**
 - ・在宅医療・介護連携推進事業の取組として、「コミュニティケアネットワークかわごえ」を通して、医療・介護関係者との連携をさらに強化します。
 - ・医療・介護・障害者・生活困窮者等関係者と連携し、地域ケア会議（圏域別、個別、自立支援型等）の実施により、地域とのつながりを深めます。
 - ・生活支援体制整備事業として配置された第1層第2層生活支援コーディネーターと連携・協力し、第2層協議体の設置等、活動を地域へ広げていきます。
 - ・地域包括支援センターの周知啓発に努め、住民により親しまれるような機関とします。

地域包括支援センター事業

総合相談支援業務

- ◇実態把握の実施
- ◇総合相談支援の充実
- ◇地域におけるネットワークの構築

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ◇包括的・継続的なケア体制の構築
- ◇地域におけるCMのネットワーク活用
- ◇CMへの個別支援
- ◇支援困難事例への指導・助言

一般介護予防事業

- ◇いもっこ体操教室
- ◇介護予防サポーター養成講座
- ◇自主グループ支援
- ◇介護予防普及啓発事業
- ◇認知症予防教室

認知症への支援意事業

- ◇任意事業
認知症家族介護教室、フォローアップ事業の実施
- ◇その他事業
認知症サポーター養成講座の開催
- ◇認知症総合支援事業
オレンジカフェ開催、認知症初期集中支援チームの活動への参画等

地域ケア会議

- ◇地域ケア会議推進事業
『個別会議』、『担当圏域ケア会議』の積極的開催
・自立支援型地域ケア会議の本格実施

権利擁護業務

- ◇権利擁護に関する周知・啓発
- ◇高齢者虐待への対応
- ◇成年後見制度の利用支援

介護予防ケアマネジメント事業

- ◇（第1号介護予防支援事業）
- ◇ときも運動教室
- ◇いきいき栄養訪問
- ◇日頃の活動の中で、介護予防が必要な高齢者を把握し事業等へつないでいく。

家族介護支援事業

- ◇情報交換会など、在宅介護者への必要な支援を、地域の実情に応じて進めていく。



その他

- ◇在宅医療・介護連携推進事業
・「CCNかわごえ」への参画等、圏域内の医療・介護関係者との連携強化
- ◇生活支援体制整備事業
・第1層生活支援コーディネーターとの連携、協議体開催
・第2層協議体：コーディネーターとの連携・協力住民主体の活動への支援